神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年9月14日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)本多俊雄(委員長),谷口純一,北川 恵,柴田眞里,野元幸次, 田守茂男,竹下正明,牧真千子,松本恭司,永澤紀子,柳谷郁子, 渡邊百合

(オブザーバー) 山田 誠, 竹内 尚, 鞭 圭世, 大垣みゆき (庶務) 望月玲子, 三好明美, 桜田和明, 千葉亜弓

4 議事

- (1) 委員長代理挨拶
- (2) 新任委員の紹介
- (3) 委員長の選出 委員長不在につき,委員による互選の結果,本多委員が委員長に選任され た。
- (4) 委員長代理の指名 委員長代理として, 牧委員が指名された。
- (5) 前回テーマ「ワーク・ライフ・バランス」のその後の取組状況の報告
- (6) テーマ「家庭裁判所における広報活動について」の意見交換(別紙のとおり)
- (7) 裁判所からの報告 来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告
- (8) 次回のテーマ 面会交流について

(9) 次回の開催日時

平成28年2月17日(水)午後1時30分から

意 見 交 換

※(委員長は●、委員は○、庶務は△で表示する。)

(意見交換に先立ち,家庭裁判所における広報活動についての説明,庁舎見学を 行った。)

- 説明内容に関する質問などがあれば御発言いただきたい。
- どのような団体から講師派遣や庁舎見学の依頼があるのか。
- △ 心理学系や社会学系の学部を持つ大学,成年後見制度の普及を進めているよう な市民団体等からの依頼が多い。
- 庁舎見学が年間12件というのは少ないと感じた。
- △ 家庭裁判所は非公開の手続が多く、秘匿性の高い事件を扱っているので、実際の事件を傍聴してもらう機会が少ない。また、事件で使用している場合は室内の様子を見てもらうこともできないため、庁舎見学の受入については難しいところがある。
- 庁舎見学を休日に行うなど、見学者を増やす方法はあると思う。
- 一般の方は、普段裁判所と関わりを持たずに生活されている方が多いと思う。 そのような方が何かあったときに相談しやすい場所や人がいるということが大切 だと思うので、一般の方よりも相談を受ける立場の職種の方や、法学部の学生等 に広報の対象を絞る方が良い思う。
- 裁判所に対するイメージや、庁舎見学をした感想について御発言いただきたい。
- 初めて委員になったときは、堅いところというイメージを持っていたが、委員 会の出席回数を重ねるごとにほぐれてくるように感じた。

広報の対象者としては、教育関係や学生だけでなく、一般企業や商工会議所を 加え、所長等が出向いて働きかけると良いのではないかと思う。

○ 職場内で家庭裁判所について聞いてみたところ,「離婚調停や少年審判をして

いるところという認識はあるが、具体的に何をしているかはわからない。」とか、「身近なところではないが、身近である必要もない。ただ、何をしているかは広報すべきだろう。」という感想や意見があった。

広報の対象者としては、小中学校の生徒、その保護者、教員が考えられる。方法として、例えば小中学校の生徒が地域に出て役所や企業を見学するときに、その見学先に加わるとか、PTAや教員の研修グループ等に働きかけて裁判所での研修、見学をしてもらうとかいうことが考えられる。

- 神戸家裁でのこれまでの広報行事では、対象者がわかりにくいと感じた。
 - 私の職場では、一般の方に組織そのものを知ってもらうという広報はしていない。ただ、扱っている制度等は関係者だけが知っていても機能しないので、広く一般の方にも知ってもらいたいということでビラまきをしたり市民講座を開いたりして広報している。家裁でも一般の方向けの広報をするのであれば、大勢の人が集まるところでビラをまいたり、休日に実施するといった努力が必要だと思う。
- 裁判所は、広報によって、どのような効果を期待しているのか。
- △ 裁判所は、開かれた裁判所、国民の皆様にとって利用しやすい裁判所を目指しており、裁判所を身近に感じていただくことにより、本当に手続が必要な方が必要な時に気兼ねなく来ていただける場所にするということが、広報の大きな目的の一つだと考えている。また、裁判所の役割、職員がどのように仕事をしているのかについて理解を深めていただくことにより、裁判所に対する信頼を高めるということも広報の重要な目的である。
- 裁判所は堅いところ、裁かれるところというイメージがあるが、庁舎見学時の 説明等により、更生を図るという目的を持っていることや、親子の問題などで家 裁調査官が子どもの福祉という観点で一生懸命考えていることがわかった。家庭 裁判所が法に則って厳正に手続を行っているという面と、子の福祉や少年の更生 などを図っているという面を両立させているというところがうまく伝わるような

広報になればとても良いと思う。

- 広報行事に興味はあったが、募集人数が30人だったのですぐに定員に達する だろうと思い、周りに声を掛けられなかった。どのような人たちに来てもらいた いのかもわからなかったので、意図している対象がいるのであればチラシに表示 すると良いのではないかと思う。
- 広報は、対象を明確にしなければうまくいかないと思う。また、裁判所から出向く広報を増やしてはどうかと思う。広報行事については、30人という募集人数を満員にしたいのであれば、チラシを置いてもらっている団体に出向いて働きかけるなどすればすぐに達成できる。もっとたくさんの人に来てもらいたいのであれば、地元紙に行事案内を掲載してもらうと効果的である。夕方や休日に開催するのが難しければ、例えば子どもや保護者を対象にして、夏休みや冬休み期間に行うことは可能だと思う。実施時期は、憲法週間や法の日週間でなければならないということはない。
- 広報の一つとしては、例えば最近こういう事案が増えているとか、去年と明らかに違った傾向が出ているといった統計データのようなものを新聞等に掲載すると、少年事件の傾向や家庭での問題の傾向が見えてくるので、世の中の動きを知らせることができる。

行事案内等を作成する際は、読み手を意識して作れば伝わりやすくなる。例えば自分の母親や子どもに内容を見せて、きちんと理解できるものになっているかどうかを確認すると良い。

- 私は、裁判所を親しみやすいところにする必要はないと思う。今、家庭裁判所で扱う事件でどのようなものが増えていて、時代がどのように変化しているのかということを世間に知らせるということが広報の一つになると思う。広報の方法として、新聞以外にも市町村の広報誌を利用することも効果的だと思う。
- 子どもを対象とする広報を行うと、法教育にもなるし、同時に親も裁判所について知ることができるので良いと思う。

- 広報行事に行きたくても小さな子どもを連れて行っても良いのだろうかと思う 方がいると思うが、何か配慮していることはあるのか。
- △ 広報行事の際に、お子さんの面倒を見るなどの特別の準備はしていない。
- 物理的な課題は多くあると思うが、配慮できることはないか考えていかなければならないと思う。
- 対象者に来てもらう広報については、そもそも興味のある方や時間に余裕のある方だけが来ることになり、どうしても参加人数には限界があると思うので、対象者のもとに行く広報の方が重要であると思う。例えば学校等に出向いて広報を行えば、100人以上を対象にすることもできる。興味がある人の興味を深化させるよりも、興味がない人に興味を持ってもらうという裾野を広げる意味での広報が重要であると思う。また、法教育という意味では小中学生などなるべく低い年齢を対象にすることが良いと思う。